

第80回小笠原諸島振興開発審議会

平成20年7月14日（月）

【山近振興官】 定刻となりました。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。今回は、委員11名の方のご出席をいただいております。定足数を満たしております。したがって、これから第80回小笠原諸島振興開発審議会を開催いたします。

初めに、人事異動に伴います幹事の変更を予定しておりますので、ご報告します。資料番号の1をご覧ください。人事異動が7月上旬でしたので、任命自体はこれからとなりますが、幹事がご覧のように変更される予定でございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、岡本会長にお願いします。

【岡本会長】 おはようございます。それでは、議事を進めたいと思います。

本日のこの後の議事は、次第にありますように、意見具申についてでございます。前回の議論を踏まえ、事務局が意見具申案を作成したので、説明をお願いします。

【山近振興官】 それでは、お手元の資料番号2につきまして説明いたします。前のご議論を踏まえまして、事務局のほうで作成いたしました。読み上げさせていただきます。

小笠原諸島の振興開発の重要な事項に関する意見。

1. 昭和43年6月に我が国に復帰した小笠原諸島については、昭和44年度の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置し、島民が戦中から戦後の24年間帰島できなかったこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情による不利性及び課題を克服するための諸施策が積極的に講じられてきた。これらの施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断の努力により着実に実施され、相応の成果を上げてきたところである。

2. しかしながら、依然として、高速の交通・通信アクセス手段が未だに整備されていないことが、観光を始めとする産業の振興や、住民生活の安定に大きな影響を与えている。また、返還後40周年を迎え、島民の今後の高齢化の進展等を踏まえた保健・医療・福祉の充実や、復帰後に建設された施設の老朽化が課題となるとともに、東南海・南海地震の発生時に想定される大規模津波への対策も必要である。

一方、小笠原諸島は、太古の火山活動による形成以降、大陸と一度も繋がったことがな

く、独自の進化をとげた数多くの固有種・希少種が生息・生育することや、海洋島の地形・地質について一連の形成過程が観察できる世界で唯一の地域であること等、自然環境面において極めて貴重な地域であり、世界自然遺産への登録に向けて、保護担保措置の充実及び外来種対策の推進等の積極的な環境保全が必要とされている。

3. 小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約3割を確保していること、同諸島周辺海域を航行する船舶にとって緊急時の重要な寄港地である等の国家的役割を有している。海洋基本法に基づく海洋基本計画では、我が国の領域及び排他的経済水域の保全等における離島の重要性にかんがみ、離島の振興のため、定住環境の整備等に取り組むことが重要とされた。この趣旨をも踏まえ、今後の小笠原諸島の振興開発においては、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定・利便性の向上等に向けた取組を、自然との共生を図るとともに、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、進める必要がある。

4. 具体的には、農業基盤の整備、農産物の地産地消及び本土への販路拡大、漁獲高の安定のための養殖漁業の育成、観光メニューの開発や観光客受け入れ態勢の一層の充実並びに他産業との連携強化等による多様な観光産業の振興といった、地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化に、自然環境の保全に配慮しつつ取り組む。また、施設の整備・移転のみならず避難救援体制の充実といった総合的な防災対策、医療福祉サービスの維持向上、通信ネットワークの高度化等にも取り組んでいく。これらに加え、我が国のいわば最前線という地理的な位置や、固有の自然環境等が有する地球的ともいえる役割をも踏まえ、国を超えた規模での交流促進、研究機能の充実強化等を図るとともに、自然環境の適正な利用と保全に向けて、良好な景観の形成や環境に配慮した循環型の地域づくり等に取り組む。さらに、適正な土地利用についても配慮する必要がある。

なお、特に高速交通アクセスの整備については、航空路の開設に関し、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等、まず東京都と小笠原村が地域レベルで十分に検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図る。これを踏まえて、事業化に向けた諸課題について検討していく。この際、小笠原諸島が本土から約1,000km離れた外海に位置する等の特殊事情も考慮する必要がある。

5. このような施策を展開し、地域の抱える諸課題の克服と将来の発展に向けた振興開発を図り、もって小笠原諸島の自立的発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためには、小笠原諸島の特性を生かした地域の主体的な取組を国及び東京都が支援し、ハードとソフトを一体とした総合的な施策を実施することが必要である。

現行の小笠原諸島振興開発特別措置法において、振興開発計画の策定主体が国から東京都に移行し、地域による主体的な計画の策定及び実行がなされているが、さらに、地域住民の参画を一層進めた地域の主体的な取組を基にして、東京都や国等の関係者が協力していくことを基本とする法的枠組みにより、地域主体で策定される新たな計画の下、これに基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。

6. また、それらの特別な措置に基づく振興開発を着実に実施していくためには、関係地方公共団体において振興開発計画の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策が講じられることが必要であり、諸施策の目的の明確化と定期的評価を行うことを目的としたフォローのための仕組みを設けることを検討すべきである。

以上です。

【岡本会長】 ご苦労さまでした。ありがとうございました。

ただいま説明がありましたこの意見具申案について、委員の皆様のご意見を承りたいと思います。どうぞご自由に、どなたからでもご発言いただきたいと思います。

【青野委員】 質問でもいいですか。

【岡本会長】 どうぞ。

【青野委員】 すみません、私、前回欠席してしまったのでということもあるのかもしれませんが、4なんですけれども、航空路の開設の話が出てくるんですけれども、今後、地域レベルで十分検討しつつ合意形成を図ると。これを踏まえて、事業化に向けた諸課題について検討していくというふうになっていますけれども、この文脈だと、つまり、この航空路の開設自体というのは前提となっていると、こう読むものなんでしょうか。これはそういうものでいいのかどうかというのがちょっと疑問だったので、確認です。

【岡本会長】 そうですか。これは……。どうぞ。

【松本部長】 東京都の島しょ振興担当の松本でございます。今、先生のご質問にありました航空路については、現在、私どもの振興開発計画の中に、航空路の開設を目指して検討を進めるということで入っております。それに基づきまして、今、都と村とで協議会をつくって検討を進めているところでございまして、私どもとしてはぜひ航空路を開設したいという思いがございしますが、今後の検討が進んでいく中で考えていくことだとは思いますが、ここの項目については、前提ということよりも、つくっていくことについてご了解をいただきながら関係者間で詰めていきたいというふうに考えて、事務局のほうで入れていただいたんだろうと思っております。

【青野委員】 この「事業化に向けた諸課題について」というのは、つまり「合意形成が得られた後に」という文脈というふうに読めばいいということですかね。

【岡本会長】 そうですね。もちろん合意形成が得られた後ということですがけれども、今まで、航空路が必要ないと否定するような意見は、私が知る限り一度も出なかったように思いますね。むしろ積極的に必要なんだというご主張が非常に多かったように思います。しかし、そのためには、実現までにはいろいろと検討すべき事項があると、こういう文脈じゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

【森下委員】 委員長よろしいですか。

【岡本会長】 どうぞ。

【森下委員】 現在、航空路の開設に対する空港整備の制度が以前と変わっておりまして、パブリック・インボルブメント（以下「P I」と表記）をきちっとやるという、いわゆる地元の住民だけではなくて、関係者の意見をきちっと合意形成をしていくという、私どもは新たに航空路を開設するために、その手続に、東京都のほうは今P Iのための協議会というものを設置いたしまして、村の私と佐々木議長も委員になっておりまして、進めているところです。それらの制度にのった手続を順次踏んでいくということで、開設を目指していくということになるかと思えます。

【山近振興官】 その手続では、まず関係者間で合意をしまして、そして、その後で、事業化に関連したいろいろな諸課題というのがございまして、そういうものについてきちんと検討していくという流れになります。そういう趣旨でございます。

【青野委員】 別に航空路の開設に文句をつけているという意味ではなくて、これについては、今後いろいろその中身を、それこそ規模だの何だのというのを詰めていくという過程があるんだろうなと思ったので、単にその書きぶりがちょっと……、つまり、前提となっていてこうなっているんですねみたいに読むんですねという確認程度ですけど、何かちょっとそれが気になったというだけなんですけれども。

【岡本会長】 はい、どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。どうぞ。

【園田委員】 同じところの高速交通アクセスの部分なんですけれども、先日ですか、東京都知事がこのことで、テレビか何かで発言されておられましたよね。そのときになるほどなと思ったのは、やっぱり自然と経済発展、航空路、これが問題、これをどうするかということだなというような、何かそんな発言だったと理解したんですけれども。

それで、ここに書いてございますように、要するに、「東京都と小笠原村が地域レベルで十分検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図る。これを踏まえて、事業化に向けた諸課題について検討」と、こういうふうに書いてあるんですけど、何か世界レベルの話、要するに小笠原が世界自然遺産に登録する云々ということと絡む話でありますと、何か村と東京都と日本だけの、国内での合意形成なんていうことではなく、何か必要なのかなと思って、ちょっとそのとき感じた次第なんですけれども。

もう一言、何というんですかね、世界的に見て納得できるようなというんでしょうかね、そういうものは必要ないものなんでしょうか。これはちょっと、反対にこちらがお聞きしたいなと思っているぐらいなんですけれども。国内のどこかの空港をつくるんだったら、これで多分いいと思うんですけれども、どうなんでしょうね。東京都さんかな。

【松本部長】 よろしいですか。

【岡本会長】 どうぞ。

【松本部長】 先ほど私が申し上げましたとおり、現在、この航空路の開設につきまして、都と村で協議会をつくっております、その手法としてP I、住民参画の手法をとって住民の合意をとっていかうというふうを考えてございまして、P Iの中で、関係者には、単に小笠原の村民だけではなくて、広くいろんなところに情報を出しながら、提供しながら、ご意見を頂戴しようかなというふうに思っております、広くは日本の国内の方にもいろんなご意見が出るでしょうし、場合によると、海外のいろんな団体からもご意見を頂戴することもあるかなというふうに考えてございます。

ただ、さりとて、基本的には地域の環境の問題に十分絡んできますので、当該村の住民の方の意向というのはかなり尊重はしなければいけないかなというふうには思っておりますが、今、園田先生がおっしゃったように、大きくは地球規模での小笠原という、大変まれに見る外海の離島でございますので、そういう地球規模での環境問題についても十分配慮しながら、意見を聞きながら、P Iの手法で航空路の検討をしていきたいというふうに考えてございます。

【園田委員】 はい。

【岡本会長】 園田委員のご指摘は、世界遺産にかなうようなところなので、そのことを踏まえてというご指摘だろうと思いますが、今ご説明ありましたように、文章の中にも「地球的ともいえる役割を」というふうにございますので、そういうことをご了解いただければと思いますけどね。ご了解と言うとおかしいですけども、そこに生かされて、い

きなり世界遺産にかなうと言うと、まだ申請しようかというところですから、少しどうなるかなという感じはありますけどね。

【川嶋委員】 よろしいでしょうか。

【岡本会長】 どうぞ。

【川嶋委員】 前回のときに、地震の関係のところで発言をさせていただいたんですけども、2のところの前のほうの段の最後のところで、「想定される大規模津波への対策も必要である」というふうにお書きいただいている、それはそのとおりで結構なんですけど、あのときに申し上げたのはもう一つ、小笠原の父島、母島にも耐震バースがまだないということで、災害が起こったときに船が着けないでは困りますので、そういうこともご配慮いただきたいというふうに申し上げたんですが、事実、柏崎なんかの地震のときには、それが非常に大きな役割を果たしていたという部分もありますので、「地震・大規模津波への対策」とか、あるいはそれが無理なら、「大規模津波等への対策も必要である」とかというような形でお書きいただいていたほうが、それで、実際の計画ではご検討いただいたらどうかと思いますが。

【岡本会長】 はい。ありがとうございます。今の件、よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでございましょう。どうぞ、楓委員。

【楓委員】 教えていただきたい点がございます。一番最後の3行ですけれども、目的の明確化の定期的評価、それからフォローという文章、これは非常に重要なことだと思っておりますけれども、2つありまして、1つは、この「仕組みを設ける」というのは、具体的にどこがどうやって設けるのかということ。それから2つ目は、この定期的評価とフォローの具体的なイメージがおありでしたら、ちょっと教えていただければと存じます。

【岡本会長】 どうぞ、山近振興官。

【山近振興官】 まず、だれがどのような形でということでございますけれども、これについては、どこかのタイミングで審議会でご議論いただきたいと思っております。

それから、フォローのイメージですけれども、前回、ちょっとお示したかと思えます。1つの形といたしまして、この審議会で、進捗状況を関係自治体のほうから適宜説明していただきまして、それについて議論していただく。それから、定期的に現地で、ご視察いただいて、そういうものも組み合わせながら、事業の進捗と、その効果についてきちんとチェックしていくというのが、フォローのイメージでございます。

【岡本会長】 何か最近、政府のいろんな側面で、こういう問題意識があるようですね。ただ、具体的にどういう仕組みでということになると、今後の課題というか、模索しながら行くということじゃないでしょうか。どうでしょうかね。今の説明もそういうことかなというふうに思いますけど。

ほかにいかがでございましょうか。

【海津委員】 よろしいですか。

【岡本会長】 はい、どうぞ。

【海津委員】 空港のところについてなんですけれども、4のところでは整備についての配慮ということが出ているんですけれども、今後、実際に開設しようということになった際には、自然環境の保全ということを考えますと、さらにその先の運用とか、どのように運営していくのかということに、実際の保全上の資源管理という面でのウエートが置かれていくと思いますので、整備のみならず、運営及び運用についても配慮が必要だということ添えておく必要があるかなというふうに思います。

【岡本会長】 整備って何行目でしたっけ。

【海津委員】 4の一番最後の段落のところですね。高速交通アクセスの整備というところがありますけれども、整備だけではなくて、運営、運用に関しての配慮が必要だなというふうに考えております。よろしいでしょうか。

【岡本会長】 よろしゅうございますか。特に……。

【山近振興官】 現段階においては、整備をどうするかということが課題になっております。当然、その整備ができましたら運用ということにもなりましようが、これまで、この特別措置法というのが5年延長で来ておりまして、5年間ということで考えますと、次の期間の主な課題というのは、運用というよりも整備について検討していくということかなと私どもは考えております。したがって、ここではさらに運用というところまで踏み込まず、現下の課題である整備ということについて記述させていただいております。

【岡本会長】 わかりました。よろしいですか。議事録に残りますので、時期が来れば、運用ということが課題になるというふうにご理解いただけますでしょうかね。

ほかにいかがでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

【佐々木委員】 3番なんですけれども、前回、冬柴大臣がご来島された折に資料提供いたしまして、5カ年の小笠原、特に父島に入る緊急措置が要る船のことで、データの的には66件あったんですけれども、お出しして、村がそれに対する医療とか対応が非常に大

変なわけですよ。それで、常に60隻ぐらいの船は小笠原近海で、漁船は特に操業しているんですけども、そういうことで、今回、今までこういう文章がなかったのも、私としては非常に喜んでいてんですけども、そういう医療の寄港地としての問題をここに引き上げたことに対して、今後、村が抱える財政負担があるわけですね。お医者さんの問題とかそういうものを、ぜひ医療と寄港地の役割というんですか、そういうものの村の負担を何か財政的に少し支えてもらえるような意見を、ぜひ入れてもらいたいと思うんですけど。

漁船は常に、ほんとうに何回も入ってくるんですけども、前回の資料については、やはり海上自衛隊とか海上保安庁に頼んで内地へ搬送したというのが主な状況なんですけれども、数え切れないぐらい、村の診療所が今後もずっとそのような形でもって、お医者さんも含めてやっていかなきゃならないということで、財政的な支援をぜひ入れていただければと思います。よろしくお願いします。

【岡本会長】 ありがとうございます。記憶させていただいて、今後……。どうですか、特にございますか。

【山近振興官】 今、財政的にも都と協力しながら、国のほうでも複合施設の整備、それから医療の運用について、私どもで大体2分の1ぐらいの補助を行っております。そういうことをきちっと積み重ねていくということで、対応したいと考えております。

【岡本会長】 この間のデータは自衛隊のデータですか。

【佐々木委員】 自衛隊というか、海上保安庁です。

【岡本会長】 今後は、村のほうの役割なんかデータとして整理されるといいと思いますね。この間、非常に印象的でしたからね。その結果もあってこの2行、最初のところが入ったんだろうと思いますのでね。

【鈴木会長代理】 いいですか。

【岡本会長】 どうぞ。

【鈴木会長代理】 基本的に、今まで出てきた議論を取り込まれて、大変よくまとめられていると思います。これから自立的な発展軌道に乗せていけるかどうかという重要な時期に来ていると思いますし、また、かねてからの課題である残されている問題もありますので、これから重要な時期だと思えます。

そこで、5のところと関連するんですけども、法的な枠組みというものが必要である、地元の主体的な取り組みがベースになって、それに国や都が協力するという法的な枠組み

というものが必要だろうということが第1点。

次に、事業を実施していく場合には、地元がつくった計画のもとで、国、各省庁、東京都がこれに対して支援、協力して事業を実施していくのではないかと思います。小笠原村は、今もお話に出ましたけれども、人口2,000人ぐらいの村であります。またこれまで議論してきたように、いろいろな観点からいいましても、村だけで全部背負って仕事をしていくような性格のものではありません。したがって、「計画の下、これに基づく事業」と書いてありますが、これは、国、各省庁の事業、あるいは東京都の事業、小笠原村の事業の実施のことだろうと思いますが、それに対する特別な財政措置というものを、強力で講じて支援していく必要があると思います。そういうことで、しっかりとした法律をつくっていただきたいと思います。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【今村委員】 よろしいですか。

【岡本会長】 どうぞ。

【今村委員】 2枚目の4行目、「良好な景観の形成や環境に配慮した循環型の地域づくり等」とあるんですが、小笠原村の規模で循環型の地域づくりというのはなかなかイメージしにくいんですが、何か具体的な地域づくりのイメージというのは持っておられるのでしょうか。あれば教えていただきたい。

【岡本会長】 地産地消とかいろいろ議論がございましたけど、どうぞ。

【山近振興官】 その点については、環境に配慮した地域づくりということで、前回、委員からご指摘いただきました。他地域について見ますと、電気を利用した乗り物の活用とかいろいろございます。すべてゼロ・エミッションとか、そういうところまで今の段階で想定しているわけではございませんけれども一步一步、地域環境に配慮したという形で地域づくりを進めていくということが必要だというふうに考えておりました、こういう文言を盛り込むことが適切と考えております。

【岡本会長】 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。

ほかにご意見、ご指摘がございませんようでしたら、まとめたいと思いますが、いかがでございましょうか。意見具申の基本的な方向はこの案の内容とし、先ほどいろいろご指

摘いただきましたが、字句の修正等については私にお任せいただくということで、皆さん、ご了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【岡本会長】 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

さて、それでは、地元の森下委員、佐々木委員、山口副知事から発言の申し出がありますので、ご発言ください。初めに森下委員、どうぞ。

【森下委員】 地元を代表いたしまして、一言発言をさせていただきます。小笠原諸島の振興開発につきましては、かねてから当審議会委員の皆様方には特別のご配慮をいただいております上、本日も熱心な議論の末、引き続き特別措置法を講じていくべきという意見具申を取りまとめていただきました。心から感謝を申し上げます。

今後とも地元といたしましては、委員の皆様方の貴重なご意見を受けとめ、小笠原諸島の特性を生かした主体的な取り組みを積極的に進め、地域の自立発展に向けて、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

また、今月の4日になりますが、小笠原諸島返還40周年の記念式典及び祝賀会を平井国土交通副大臣、石原東京都知事等をはじめ多くのご来賓のご臨席を賜り、盛大に挙げてきましたことをここにご報告させていただくとともに、厚く御礼を申し上げます。

私ども、返還40周年という節目を迎えまして、改めて自主自立の決意をいたしたところでございます。しかしながらそのためには、国、東京都をはじめとする多くの皆様のご支援が必要だということを痛感した次第でございます。小笠原諸島の今後のさらなる発展のため、特別措置法の延長につきましては全力を尽くしてまいりますので、委員の皆様方、国土交通省及び東京都の皆様方にはなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

【岡本会長】 40周年、まことにめでとうございました。

【森下委員】 ありがとうございます。

【岡本会長】 それでは、佐々木委員、どうぞ。

【佐々木委員】 村長と多少重複することがありますけれども、村議회를代表いたしまして、お礼かたがた一言述べたいと思います。

初めに、滞りなく、返還40周年の式典が無事終了することができました。これもひとえに委員の皆様方のご支援のたまものと、この場をおかりして、改めてお礼を申し上げます。

す。どうもありがとうございました。

さて、前回は申し上げました。今回の式典でも、やはり小笠原の最優先課題の第一は、返還当初から今日までの航空路の開設であります。悲願であり、返還当時から一貫して来ております。これを成就するまでには、ただひたすらこの現地で発言をしていきたいと思っております。また、今後も、この一步を踏み出していくために特別措置法の延長は不可欠であります。特別措置法の維持は、本村の生命線であると認識しております。本委員の皆さんにおかれましては、法延長につきましてはよろしく願いする次第でございます。

次に、前回に触れさせていただきましたが、平成22年から供用開始を予定しております介護サービスを含めた複合医療の拠点、新診療所につきましては、島内での安心安全な暮らしを希求する村民にとって最重要な施設であります。先ほども述べましたけれども、特段の配慮として、人的支援及び継続的な財政支援について、皆様のご理解とご支援をお願いする次第であります。

主だった課題といたしましては、ここに述べられております東南海・南海地震の津波の対応、また、世界遺産への登録、エコツーリズムを基本とした観光対策、排他的経済水域の活用、ITやテレビ地上波データへ対応する等の情報通信化の対策、そしてまた、老朽化した生活環境施設の改善等、生活格差の是正、特に原油の高騰による生活の圧迫、産業振興と山積みしております。

また、先ほども述べられておりますように、海洋基本法の制定の中で、小笠原諸島の位置づけがさらに最重要になってくると思っております。ぜひ小笠原の資源を活用していただきたいと、このように思っています。

最後になりましたけれども、戦後60有余年を過ぎ、まだ半数以上の遺骨が残されております硫黄島も忘れることはできません。改めて皆様に現地をつぶさに視察していただき、小笠原の課題解決に向け、ご理解、ご支援をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

【岡本会長】 ありがとうございました。

それでは、山口副知事、どうぞ。

【山口副知事】 東京都副知事の山口でございます。一言お礼を申し上げたいと思いません。

本日は、委員の皆様方から、小笠原諸島の振興開発につきまして熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長につしまし

ては、前回の審議会におきまして、都といたしましても会長あてに要望書を提出させていただきました。本日の審議会では、「地域主体で策定される新たな計画の下、これに基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである」との国土交通大臣あての意見書を取りまとめていただきました。私どもの要望にご理解賜りまして、厚く御礼申し上げます。

小笠原諸島の自立的発展のためには、地域の特性を生かした創意工夫を行うなど、地域自らが主体的に取り組むことが必要であると認識しております。また、東京都といたしましても、国の支援をいただきながら、引き続き同諸島のさらなる振興に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも委員の皆様方並びに国土交通省をはじめとする関係省庁の皆様方に一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

【岡本会長】 以上で、本日の議事を終わりたいと思いますが、最後に国土交通省^{かどの}門野大臣官房審議官からご挨拶をお願いします。

【門野審議官】 7月4日付で官房審議官を拝命いたしました門野と申します。よろしくお願ひ申し上げます。きょうは私より上位の者が不在なものですから、最後に私のほうから一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

岡本会長をはじめ委員の先生方には、年明けて3回と聞いておりますが、集中的に、ご熱心にご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。また、本日は非常に適切な意見具申をお取りまとめいただき、まことにありがとうございます。皆様にお取りまとめをいただきましたご意見を踏まえまして、私どもといたしましては、平成21年度以降、小笠原諸島の振興開発に向けまして予算等の要求、あるいは必要な法律の延長のための作業等に一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては引き続きご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【岡本会長】 ありがとうございました。

事務局から連絡はございますか。

【山近振興官】 今後の審議会についてでございます。特別措置法については、次期通常国会での成立に向けて、私どもは取り組んでまいります。これが成立しましたら、国は振興開発の基本方針を策定いたします。その際、多分、来年の春ごろになりますけれども、

また審議会におきましてご審議をいただきたいと思っております。

以上です。

【岡本会長】 承知しました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと思えます。皆様方におかれましては、ご多用中のところをご出席いただき、また長時間にわたりご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

— 了 —